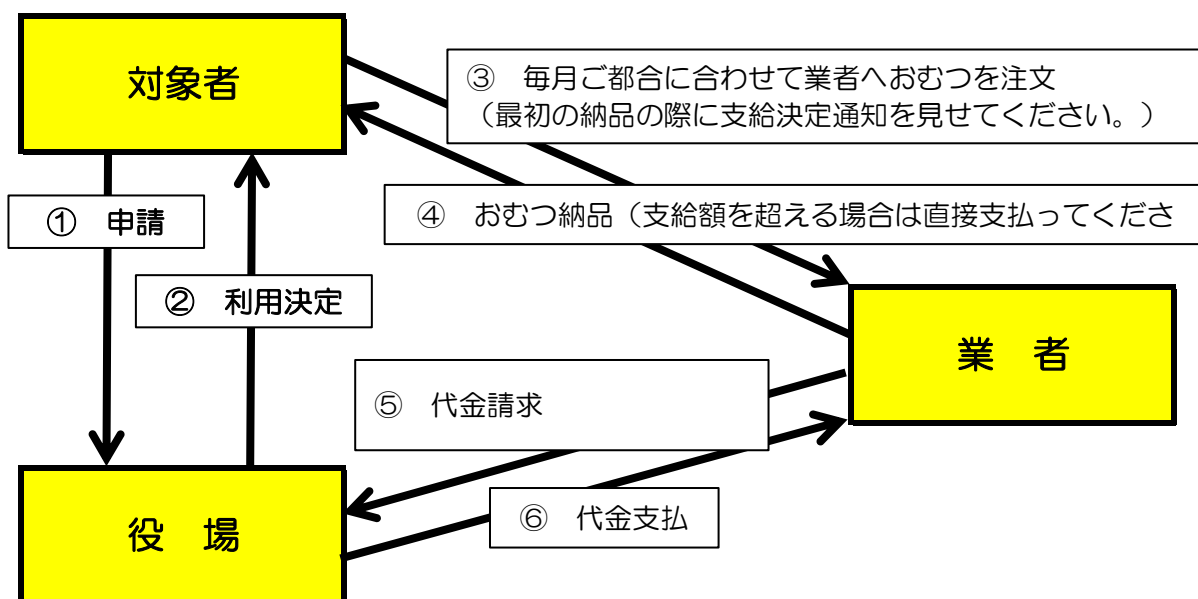


おむつ支給事業について

寝たきりでおむつを使用している高齢者のうち低所得の方に、毎月おむつを配達し費用を助成します。



※ 在宅で介護されている要介護3以上の方が対象です。介護施設・グループホーム・老人ホーム等入所中の方、病院に入院中の方は対象になりません。

※ 対象者と同世帯のすべての方が、市町村民税非課税であることが条件です。条件の確認のため、毎年6月に更新申請が必要になります。

※ ご利用の事業者は、申請の際に指定して下さい。対象者の自宅まで配達ができ、大山崎町からの支払方法等を了承いただける事業者であれば利用可能です。利用できる事業者を確認し、見積書をもって申請書に添付して下さい。

※ 申請されると、月末に支給決定または不支給の通知を送付します。利用開始は、申請の翌月1日からです。

【連絡先】

大山崎町 健康福祉部 健康課
高齢介護係

TEL 075-956-2101
内線(139)